

保育士修学資金貸付等事業のご案内

平成28・29年度分貸付の募集

保育の仕事を目指す皆さんへ！

— 保育士資格取得のための学費を貸付します —

■制度の概要■

貸付額：学費相当：50,000円以内（月額）

入学準備金：200,000円以内（初回）

就職準備金：200,000円以内（最終回）

※貸付時もしくは入学時に生活保護を受けている方には

上記に加え、生活費加算額が貸付されます。（詳細は裏面をご覧ください）

県内で5年間職務に
就いた方は全額返還免除！！

対象者：○平成28年4月に長野県内の保育士養成施設へ入学された方、若しくは、平成29年4月に長野県内の保育士養成施設へ入学される方

○卒業後、県内で児童の保護等の業務に従事しようとする意思が強い方

※この貸付制度と、国の補助金が含まれている他の奨学金や制度との併給・併用はできません。（例：生活福祉資金の教育支援資金、職業訓練受講給付金、求職者支援制度など）

利 子：無利子

返還免除：下記の条件を全て満たした場合、貸付額が全額免除となります。

- ① 養成施設を卒業後1年以内に
- ② 長野県内において
- ③ 保育士の登録をし
- ④ 児童の保護等の業務に従事し
- ⑤ 以後5年間当該業務に従事した場合

申込期間：①平成28年度入学生及び平成29年度第1期申請者

平成28年12月12日から平成29年1月13日までの間

②平成29年度第2期申請者

平成29年4月1日から4月20日までの間

（原則、第1期で申請書を提出した方は、第2期の申請はできません。）

申込方法：平成28年度入学生及び平成29年第2期は養成学校を、平成29年第1期は高等学校を経由して申請します。その後、選考により貸付者（約40名）を決定します。

申請先：社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 本部事務局

※制度について詳しく知りたい方、お問い合わせ等ありましたら下記までお問い合わせください。

〒380-0928

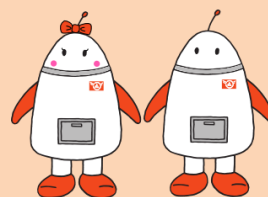
長野市若里七丁目1番7号 長野県社会福祉総合センター5F

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 本部事務局

(TEL) 026-228-0337 (FAX) 026-228-0310

(Eメール) nagano-shafuku-j@bg.wakwak.com

(HP ｱﾄﾞﾙｽ) <http://park19.wakwak.com/~nagano-shafuku-j>



長野県社会福祉事業団 マスコットキャラクター

ワトワちゃん・ワトワくん

保育士修学資金貸付制度の活用に向けて

保育士を目指す生活保護を受けている方の養成施設進学を応援します！

1 制度の目的

生活保護を受けている方が保育士養成施設への進学を希望する場合に、通常の貸付内容に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せして貸付することにより、生活の安定に資する資格の取得を支援しようとするものです。

2 貸付対象者（以下の全ての条件に該当する方が対象となります。）

- これから保育士養成施設に在学する方
- 保育士養成施設を卒業後、長野県内の保育施設等で、児童の保護等の業務に従事する意思のある方
- 貸付申請時もしくは入学時に生活保護を受けている方（ただし、保育士養成施設への進学後は生活保護の適用がないことが前提です。）

3 貸付の概要

①貸付額：	学費相当	年額60万円以内
	入学準備金(入学時の初回のみ)	20万円以内
	就職準備金(最終回のみ)	20万円以内
	生活費加算	月額生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額以内※1

※1 居住地及び年齢により異なります (例)長野市在住18歳の場合 年額412,920円以内

②利子： 無利子

4 貸付決定方法

- 貸付申請は高等学校もしくは養成学校を經由して、長野県社会福祉事業団が受付します。申込後は、審査を行い、貸付の可否を決定します。
- 貸付審査での可否を決定するため、担当の福祉事務所から意見を伺います。

5 返還免除（以下の全ての条件に該当する方が対象となります。）

- 保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として登録すること。
- 保育士として登録後、県内に所在する厚生労働省が定める保育施設等で児童の保護等の業務に従事し、かつ、継続して5年間従事すること。

※ 注意！ 上記を満たさなかった場合には、貸付金を返還していただきます。

6 その他の留意事項

- 貸付を受けるためには、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。また、申請者が未成年者である場合には、あわせて法定代理人の同意が必要です。
- 生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。この制度を活用し指定養成施設に進学することを希望する場合は、あらかじめ担当の福祉事務所のケースワーカーにご相談下さい。
- 貸付申請に必要な書類、要件など、具体的な取扱いは表面の連絡先にお問い合わせください。